



わが国の“知”を結集して
日本発の「創知産業」を
実現します

The IPSN Quarterly

東京都千代田区丸の内1-7-12 6F 77-10階
Tel:03-5288-5401

知的財産戦略ネットワーク株式会社 ニュースレター

2021年夏(第46号)

Intellectual Property Strategy Network, Inc. (IPSN)

中国における医薬品産業に関する最近の情報

知的財産戦略ネットワーク(株)

最近、IPSNが得意とする事業分野のひとつである「中国における事業(マッチング支援、ライセンス交渉、契約書の作成確認など)」が徐々に委託されるようになってきたので、その背景について分析し、皆さん方のお役に立つ情報を提供したい。

中国は、2016年から第13次5か年計画を策定し、「双创(大衆による創業・万人によるイノベーション)」、「インターネット+」、「中国製造2025」など、科学技術や産業振興に関する施策を強力に推進し、イノベーションを通じた経済成長の向上を重視してきた。その成果のひとつとして、「1万人当たり発明特許保有件数」では目標を達成し、世界知的所有権機関(WIPO)の発表では国際特許出願件数が2019年には米国を抜いて世界第一位となった。



(撮影:新型コロナウイルス感染拡大前)

2020年10月26~29日には、中国共産党第19期中央委員会第5回全体会議(五中全会)が開催され、2021~2025年までの第14次五か年計画及び2035年までの長期目標の策定に向けて、「国民経済・社会発展第14次五か年計画および2035年長期目標の制定に関する中国共産党中央の建議」が採択されて2021年3月に公表された。

何れの5か年計画でも、具体的には、医薬品やITなどの先端技術分野を国家戦略のひとつとして位置付け、その育成強化を図ることを目標としているが、医薬品分野については、最近、その成果として旧国家食品薬品监督管理局(旧CFDA)において中国独自の研究開発に基づく新製品が数多く申請されているとのことである。

(次ページへ続く)

■ CONTENTS ■ ■ ■

中国における医薬品産業に関する最近の情報	1
【第23回 IPSN講演会】「AI創業について~AIシリーズパート2~」Webinar 産学連携コンソーシアムLINCから観たAI創業の現状と未来【奥野 恭史】 ※ 前号に引き続き第23回IPSN講演会のご講演内容を掲載しております。	3
【ご寄稿】知的財産に関する動向と留意点【宇佐見 弘文】	8
IPSN Webinar開催などのお知らせ	11
INFORMATION	11

この成果に自信を持ったと推測されるが、2020年10月17日の中国第13期全国人民代表大会常務委員会(全人代)第22回会議において、「中華人民共和國専利法(第4回改正専利法)」の改正に関する決定が可決され、2021年6月1日から施行された。

第4回改正専利法の主なポイントは、①専利権の故意侵害に対して最大限5倍の懲罰的な賠償が適用されること、②司法的手続と行政的手続とが並行した医薬品パテントリンケージ制度が導入されたこと、③部分意匠制度が導入されたこと、及び、台湾でさえ2018年4月1日以来導入施行されてきており、10数年来にわたり先進諸国からの要望を拒絶し続けてきた④医薬品の特許期間延長制度がやっと導入されたことであり、この④はまさに中国が先進諸国に伍して医薬品産業に自信を持ってきた証左であると考えられる。

また、中国はこの自信の裏付けとして、2018年3月17日の同全人代第1回会議において「国務院機構改革草案」が可決され、2018年4月11日付で旧CFDAが食品部門と医薬品部門に分割改組され、「国家食品監督管理局」と「国家薬品監督管理局」に組織変更された。それに伴い、医薬品部門の英文名称も旧CFDA(China Food and Drug Administration)からNMPA(National Medical Products Administration;)に変更された。

さらに、市レベルでは、例えば、上海市地方政府は、規制緩和の一環として、2019年8月13日付で「上海市新サービス業拡大開放若干措施(日本語訳:上海市における新たなサービス業の規模を広げて対外的に開放する幾つかの施策)」を公布した。この措施(施策)の中には「医療科学技術分野におけるプロジェクトの連携を推し進めること、及び、外資参入の規制を廃止すること、人体幹細胞、遺伝子診断及び治療技術の開発並びに応用に外資による参入を許すようにする(日本語訳)」という目標が明確に掲げられている。

一方、この市レベルの積極的な施策に対して、翌年2020年6月23日、中華人民共和國国家發展改革委員会国商務部令2020年第32号で「外商投資参入特別管理措施(所謂ネガティブリスト)」が公布された。

https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/fzggwl/202006/t20200624_1231938.html

特に、同措施(施策)9項の科学研究及び技術サービス業に係る第21号によれば、「人体の幹細胞、遺伝子診断、治療技術の開発及び応用への投資を禁止する」が明記されており、国家レベルでは依然として幹細胞関連の事業(研究開発を含む)について外資の参入を厳しく制限しているため、中国での当該分野又はネガティブリストに記載されているその他の分野における独資又はJVなどによる事業進出を考える場合には十分に注意する必要がある。

中国は、今、米国との摩擦もあり、日本の先端技術や製品(医薬品)を渴望しています。しかしながら、契約に対する考え方(例えばマイルストーンなど)や商慣習なども欧米方式とは相当に異なっており、欧米式になれた日本は、未だ、中国アレルギーが存在しているのではないかと推測致しますが、先に述べた通り、IPSNは中国に関する事業を得意としており、優秀なスタッフと中国内における幅広いネットワークを有しております。

HP:<https://www.ipns.co.jp>



(撮影:新型コロナウイルス感染拡大前)



◆講演2 産学連携コンソーシアムLINCから見た AI創薬の現状と今後の未来

奥野 恭史（おくの やすし）

京都大学大学院医学研究科 ビッグデータ医科学分野 教授



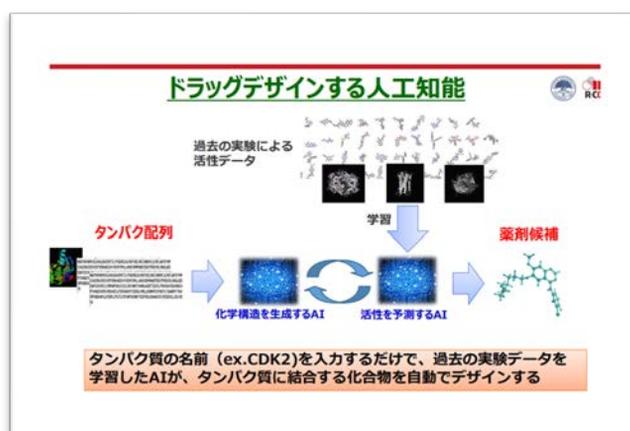
こんにちは。京都大学医学研究科の奥野でございます。本日はこのような機会を与えて頂きましてありがとうございます。私より産学連携コンソーシアムLINCの活動を通してAI創薬の現状と今後の未来についてご紹介したいと思います。よろしくお願いいたします。

私どもは2016年秋から製薬会社を中心としたライフ系企業とアカデミアが旗を振りまして125団体程の大きな創薬AIのコンソーシアムを作って活動して参りました。実際に2017年にAIの開発をスタートしましてプロトタイプの開発を行いました。現在は改組してまた4月からスタートする予定であります。まずこのコンソーシアムについてですが、これは2016年に立ち上げたもので、ニーズのあるライフ系企業と開発力があるIT企業とをマッチングして創薬のためのAI開発を目指すものです。このコンソーシアムの特徴と致しましては、いわゆる非競争領域における開発を皆で行う活動を行っている点です。具体的には、例えばライフ系企業がテーマを設定してパブリックなデータを収集します。それをベースにアカデミアとIT企業が参画をしてAIの設計書を作りAIのプロトタイプ開発をするという仕組みです。コンソーシアムでは公共データベースを用いたプロトタイプの開発を目標にしていたが、ここで良い結果が得られれば、このプロトタイプに基づいて競争領域で自社のためのAI開発を行うことができるという枠組みで活動しておりました。コンソーシアムでは、ターゲット探索やリード探索など創薬プロセスの段階に沿った30種類のAI開発を目標としまして、昨年9月の段階で20種類以上のプロトタイプの開発に成功しました。またそのうち既に上市したものもあり、特許出願も1件行いました。ゼロからスタートしてわずかな期間で製品化や特許出願に至っていると言うことで、非常に中身のあるコンソーシアムであったことがお分かり頂けると思います。またこのコンソーシアムのオープンイノベーションの取り組み自体も国の方に認めていただきましてオープンイノベーション大賞厚生労働大臣賞を頂いたというような成果を上げております。

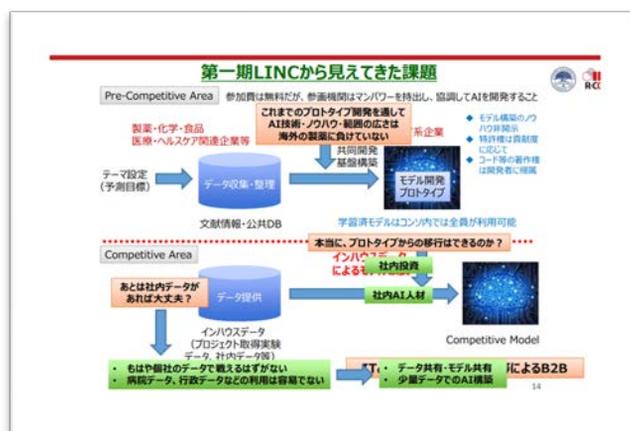
ここで創薬AIの具体的な例をご紹介させて頂きたいと思っております。これはコンソーシアムの成果というより京都大学医学研究科の成果となりますが、医化学合成の分子デザインをするAIをご紹介させて頂きます。ご案内のように医薬品開発というのは様々な領域で困難がありまして、初期の段階ですと

AI創薬について～AIシリーズパート2～（第23回IPSN講演会）

分子設計の領域が挙げられます。ご存知の方も多いと思いますが例えばヒット化合物を見つけても、それはそのまま薬になるわけではなく、活性評価試験とそれに基づく化学合成実験とを繰り返して、吸収性や安定性、代謝安定性、さらに毒性の回避を行い最終的に人が服用しても安全で薬効を発揮する薬剤に仕上げていきます(モグラたたき型医薬品設計)。これをAIに行わせるために、化学合成を行うAIと活性評価するAIとを構築し、両者のAI間でデータをやりとりするシステムを構築しました。本日お見せるデモではタンパク質のアミノ酸配列を入力として、cdk2というがんに関係するタンパク質の結合する化合物を自動でデザインするものになります。お見せしている画面では32個の化学構造が表示されていますが、これはAIが自動で生成したデザインです。これをcdk2への結合を評価する別のAIが評価し、1番結合しそうな構造を探索します。



このようにAIは今や条件を揃えればタンパクの配列から結合するタンパク質の構造を勝手にデザインしてくれるというレベルにきています。これまでコンソーシアムでは先程お示したような様々なAIを開発してきましたが、実際にプロトタイプを開発するという点においては、その技術、ノウハウ等で海外の製薬企業にも遅れを取らないと自負しており、十分な成功を収めたと考えています。ただ同時にこのコンソーシアムを通じてその先の課題というものが見えてきました。例えばコンソーシアムではこれまでプロトタイプの開発を行ってきましたが、目指す所としてそれを実際の創薬現場で使って頂き、産業に資するものにしなさいといけません。この時、プロトタイプから本当に現場に移行できるのか、ということが大きな課題になります。もう一つはデータのチェーンアップと呼んでいます、社内のデータがAI開発に十分なのかという問題が見えてきました。



AI創薬について～AIシリーズパート2～（第23回IPSN講演会）

そのような課題を解決するためには、単なるAIの技術の問題でなく、プロトタイプから現場に移行させるための社内での投資判断が必要となってきます。またそのためには経営層を含めて会社全体のAIの利活用に関するリテラシーを上げて頂く必要があると考えています。もう一つの課題であるデータに関しては、AIというのはデータがなければワークしないところ、現在その規模はもはや個社のデータで戦える状態ではありません。解決のために例えば1社のデータだけでAIを開発するのはなく企業間、あるいは行政や病院とデータを共有し整備する必要があるだろうと考えています。これまではAIの技術ばかりに目がいていましたが、もはや産業界に実装していくためには現場のデータや人材育成という問題が出てきた状況です。

経団連 AI活用戦略

AI-Ready化ガイドライン

AIの活用、展開を迅速に行うためには、企業、個人、制度といったあらゆるレイヤーのAI-Ready化が必須

AI-Readyな企業	まずはAIやデータを使いこなせるAI-Readyな企業に変化するすべての事業でAIを活用し、企業、業界を刷新
AI-Readyな個人	トップ人材、中核人材、利用者それぞれをAI-Ready化 教育や研究開発環境の改善、利用者の意識変革を推進
AI-Readyな社会制度基盤	AIの社会産業への展開に、AIの品質と信頼の担保が重要 信頼できる高品質なAIエコシステムとして構築を推進 (Trusted Quality AI)

第2期LINCの全体目標

AI駆動型社会を実現するためのAI-Ready化ガイドライン

AIの活用、展開を迅速に行うためには、企業、個人、制度といったあらゆるレイヤーのAI-Ready化が必須

AI-Readyな企業	<ul style="list-style-type: none"> AI技術開発 各社AI化支援・勉強会・コンサル
AI-Readyな個人	<ul style="list-style-type: none"> ライフ・AIのダブルメジャー人材育成 経営層、管理職への啓蒙・教育
AI-Readyな社会制度基盤	<ul style="list-style-type: none"> データ共有・モデル共有 共通知識DBの構築 共通AI基盤の構築

そうした背景から我々はこの4月よりコンソーシアムを改組して新たにスタートしております。その中では、次の課題としてAIを現場で根付かせようというものを挙げております。これは経団連が示したAIの活用戦略のガイドラインをベースに、企業においてはAIの開発を引き続き行う、さらにコンサルティングや勉強会を開催していきたいと考えております。また個人に対しては人材育成としての啓蒙教育を行っていきたくと考えております。さらにデータについては今後業界全体のデータ基盤を構築するための新たなコンソーシアムの組織を検討しております。以上がコンソーシアムでの現状から課題、また今後という話になります。

最後に知財に関係する生命科学にとってのAIの重要な点に触れたいと思います。AIというのはご案内のように万能ではありません。特に生命科学にとって非常に重要になるポイントは、AIというのはデータに依存する、つまりAIは既存のデータに基づいて何等か予測をするもので、新規なものを発

AI創薬について～AIシリーズ パート2～（第23回IPSN講演会）



以上まとめに入りますと、コンソーシアムでこれまで30種類のAIを開発してきました。ただこれが30種類でできればいいかと言うとそれだけではなく、例えば開発されたAIが連携して複雑な課題に対応するAIの開発を目指して研究を進めます。現在、製薬業界というのは苦しい状況にあり、このようなAIあるいはシミュレーションを使うことによって、開発期間の短縮、開発費の縮減に繋がるのではと考えております。まだまだ我々3年間を経てスタートを切ったばかりでございますけれども今後も頑張っていきたいと思っております。皆様からのご支援頂けたら幸いです。ありがとうございます。

【奥野 恭史（おくの やすし）】

京都大学大学院医学研究科 ビッグデータ医科学分野 教授



- 平成 5年 京都大学薬学部卒業、同大学大学院薬学研究科進学
 平成12年 博士(薬学)学位取得
 平成13年 京都大学化学研究所バイオインフォマティクスセンター 博士研究員、助手
 平成15年 京都大学 大学院薬学研究科 助手、准教授
 平成20年 京都大学 大学院薬学研究科 寄附講座 特定教授
 平成25年 先端医療振興財団 先端医療センター研究所
 シミュレーション創薬グループ 客員グループリーダー
 平成25年 理化学研究所 計算科学研究センター 客員主管研究員
 平成26年 京都大学 大学院医学研究科 寄附講座 特定教授
 平成26年 理化学研究所 生命機能科学研究センター 客員主管研究員
 平成27年 神戸医療産業都市推進機構 クラスタ推進センター
 連携・事業化推進グループ 客員部長
 平成28年 理化学研究所 科技ハブ産連本部
 健康生き活き羅針盤リサーチコンプレックス推進プログラム
 融合研究推進グループディレクター
 平成28年 (現)京都大学 大学院医学研究科 人間健康科学系専攻
 ビッグデータ医科学分野 教授 (現職)
 平成29年 理化学研究所 科技ハブ産連本部
 医科学イノベーションハブ推進プログラム 副プログラムディレクター
 令和3年 (現)理化学研究所 計算科学研究センター
 HPC/AI駆動型医薬プラットフォーム 部門長(併任)
 (現)一般社団法人ライフインテリジェンスコンソーシアム 代表理事(併任)

【受賞】

- 令和02年度 第2回日本オープンイノベーション大賞 厚生労働大臣賞
 平成23年度 第43回市村学術賞
 平成21年度 文部科学大臣表彰 科学技術賞 (科学技術振興部門)
 平成20年度 日本薬学会 奨励賞
 平成20年度 第8回バイオビジネスコンペJAPAN 優秀賞
 平成18年度 日本薬学会 薬学ビジョン部会 部会賞

以上

知的財産に関する動向と留意点

知的財産戦略ネットワーク株式会社 主要プロスタッフ
宇佐見 弘文

日本

○特許料や手数料等の「予納制度」の変更

特許庁ホームページ(2021年7月8日更新)の情報より、特許料や手数料等の納付方法の一つである「予納制度」において、特許印紙で行う予納入金を銀行振込することが可能になる(法律改正:令和3年5月21日法律第42号)。

・銀行振込による予納手続き

1. 予納者 特許庁専用「現金納付書」の交付請求書を提出
2. 特許庁 「現金納付書」を送付
3. 予納者 銀行窓口で振込み、納付済証を「予納書」に貼付して特許庁に提出
4. 特許庁 予納者の予納台帳に、納付額を入金

・今後のスケジュール

- 2021年9月 手続き等の詳細を、特許庁ホームページで案内
- 2021年10月1日 銀行振込による予納入金の開始
- 2022年下旬 インターネット出願ソフトを経由した予納入金の開始
- 2023年当初 特許印紙による予納の廃止、インターネット出願ソフト及び銀行振込による予納に入金手段を一本化

○2021年7月30日付特許庁審査業務部からのお知らせ

「特許を受ける権利」を有する発明者の氏名は、「自然人」の氏名を願書などに記載すべきであり、自然人でない「人工知能(AI)等を含む機械」を発明者として記載することは認められないとのお知らせです。特許法第36条第1項(同法第184条の5第1項)に規定する「氏名」は、特許法第29条第1項柱書き、特許法第33条第1項および特許法第34条第1項の規定から「自然人」の氏名と解され、「名称」は法人の名称を指すものと解されるとのことです。従って、発明者の表示(氏名の記載)については従来通りに取り扱われることになります。

○ガイドブック「商標出願ってどうやるの?」の発行

商標出願をすることに慣れていない方のために、拒絶されない商標出願するためのポイントを商標審査官が具体的なアドバイスをしているガイドブックが発行され、2021年8月5日より特許庁ウェブサイトからダウンロードできるとのことです。このガイドブックには、INPITが運営している知財支援総合窓口の意見も取り入れられており、商標を登録できない拒絶理由およびその回避の要点などが記載されています。

下図から、2011年から2020年までの商標出願件数の増加傾向を把握することができ、日本人(内国人)および外国人による商標出願が増えてきている。従って、商標出願が拒絶されることなく登録されることの重要性が増してきていることでもあり、今回発行されたガイドブックが商標権の適格な確保を支援すると思える。



ドイツ

○特許法等の改正法の可決

特許法等の改正に係る法律が、2021年6月10日にドイツ連邦議会(Bundestag、下院)において可決、ドイツ連邦参議院(Bundesrat、上院)で2021年6月25日に審議され、大統領による署名(認証)を経て2021年8月17日に公布された。公布された改正法の要点を次に記載する。

・特許法第82条(3)および第83条(1)の改正

民事裁判所の訴訟において、無効訴訟の被告(特許権者)が訴状の送達から2カ月(1カ月の延長が可能)以内に反論を述べる規定を特許法第82条(3)に設けられた。そして、連邦特許裁判所の特許無効手続において、裁判所が特許権の有効性等の決定に特別重要である局面等に関してする当事者にする通知は、無効訴訟の被告への訴状送達から6カ月以内にされるべきである旨の規定が特許法第83条(1)に追加される(施行日: 2022年5月1日)。

・特許法第139条(1)の改正

特許権侵害の差止請求において、個別の事案の特段の事情および信義則の要件により、排他的権利が正当化されない、あるいは侵害者または第三者にとって不相応な困難が生じる場合には、差止請求が排除されること、そして被侵害者は相当の金銭的補償を受けなければならないことが、特許法第139条(1)に明確化された(施行日: 2021年8月18日)。

・特許法第145a条の追加

追加された本条は、特許訴訟において、営業秘密保護法第16条～第20条(裁判手続における営業秘密の取扱規定)を準用すること、そして原告および被告により訴訟に持ち込まれる情報総てが営業秘密保護法第16条(1)の係争対象の情報と見做されることを規定する(施行日: 2021年8月18日)。

・PCT国際特許出願のドイツ国内移行期間の変更

PCT国際特許出願のドイツ国内移行期間は、これまで優先権主張の出願日(優先日)から30カ月以内であったが、欧州特許条約の規定に合わせて31カ月に変更された(施行日: 2022年5月1日)。

欧州特許庁(EPO)

○二重特許禁止を認める拡大審判部の審決

EPO審判部から2021年6月22日に公表された拡大審判部の審決において、欧州特許出願の二重特許禁止の原則に基づく判断が出された。同一発明について同一出願人に2つの特許を付与しない二重特許禁止の原則に基づいて、既に特許取得していた同一発明を対象とする同一出願人の特許出願が拒絶されるが、出願人は拒絶を不服として審判を請求する。この請求に関して、二重特許禁止はEPC第125条の「手続法の原則」であり締約国で承認されているとの見解を拡大審判部が示した。

出願人の拒絶不服理由として、「優先権を主張した特許出願においては、優先権主張期間の最大12カ月間の特許保護の長期化(即ち重複)が認められているので、二重特許禁止の原則が適用されていない」旨を主張しているが、拡大審判部は「二重特許の禁止は、同一の優先権を主張する出願にも適用される」との回答をしているに過ぎない。即ち、拡大審判部の回答は、「出願人の主張は二重特許禁止の原則に関連しない」ことを暗示しているように思える。



中国(中華人民共和国)

○専利法の改正

4回目の改正が2020年10月17日に可決された専利法は、2021年6月1日から施行される。改正後の専利法において注目すべき事項の要点を次に記載する。

・「原子核の変換方法」は、改正専利法の保護範囲から除外される。

・「新規性喪失の例外」適用事由の追加

「(1)国が緊急事態又は非常事態になった時に、公共の利益のために初めて公開された場合」が、「新規性喪失の例外」適用の事由として、改正後の専利法第24条の第1項として追加されている。

○最高裁の専利紛争事件における司法解釈の改正

最高裁司法解釈「2020」19号の改正は、2020年12月23日に可決され、2021年1月1日から施行されている。その主な改正内容として次のものがある。

・裁判所が受理する専利紛争事件の範囲拡大

「非侵害確認の専利権紛争事件」、「悪意のある侵害訴訟による損害責任の紛争事件」、「規格必須特許使用料の紛争事件」などが裁判所で受理されることになる。

・専利法第23条の合法的権利範囲の修正

専利法第23条における以前に取得した合法的権利は、「商標権、著作権、企業名称権、肖像権、知名商品特有の包装又は装飾の使用権等を含む」から、「作品、商標、地理的表示、氏名、企業名称、肖像及び一定の影響を持つ商品名称、包装又は装飾等が有する合法的権利又は権益」に修正されている。

・専利権侵害の訴訟時効と損害賠償額の変更

専利権侵害の訴訟時効の期間を、「権利者が権利侵害を受けたこと及び義務者を知り又は知ることが出来た日から起算」して3年に変更されると共に、権利侵害に対する損害賠償金額を「権利者が裁判所に提訴した日から3年間遡って推算しなければならない」に変更されている。

韓国

○特許審判院における優先審判対象の拡大等の改正

「サービスを含む一つの製品群に関連する複数の特許等の出願について、出願人が希望する時期に合わせて一括して審査する」制度である「一括審査」を申請した出願が拒絶された場合の不服審判を、2021年3月31日から特許審判院は優先審判の対象として権利化の可否を早期に検討できるようにする等の行政規則が改正され施行されている。

今回の改正により、優先審判の対象として、ビッグデータ、クラウドコンピューティング、人工知能(AI)などの第4次産業革命に関連する出願(新しい特許分類(Z)が付与される出願)の無効審判および権利範囲確認審判も含まれる。

以上

著者略歴: 宇佐見 弘文(うさみ ひろふみ)

職歴: 武田薬品工業株式会社 知的財産部 特許GM、大阪医薬品協会 工業所有権委員会 常任委員、京都大学大学院法学研究科 客員教授、日本知的財産協会 業種担当理事、台湾国立雲林科技大学 科技法律研究所 客員教授、大阪工業大学大学院知的財産研究科 教授を歴任、2013年より知的財産戦略ネットワーク(株) アドバイザーに就任。2021年同社主要プロスタッフに就任。

著書: 企業発展に必要な特許戦略

論文: 薬学雑誌、特許管理、ファームステージ、国際医薬品情報、知的財産専門研究、特技懇、知財管理、PHARM TECH JAPAN、科学と工業などに掲載



第24回 IPSN講演会を開催

2021年10月にWebinar形式にて、IPSN講演会を開催します。改めてご案内をいたしますのでその際にはお申込みのご検討をどうぞよろしくお願い致します。

●講演会タイトル

「アカデミアと企業との課題」

近年国を掲げてアカデミアと企業とのマッチングに力を注いでおり、多数の成功例も出てきました。しかしながら、契約時双方それぞれの立場で希望することは異なり、あるいは契約時に気付かずに研究を進めていく中で契約の不具合に気が付くこともあります。そこで、産官学それぞれのお立場からご講演をいただく予定でございます。

詳細につきましては、追って確定次第、HP或いはメールなどでご案内申し上げます。

●問い合わせ・連絡先

担当: 横山 雅与 Tel: 03-5288-5401 Email: yokoyama-masayo@ipsn.co.jp

I N F O R M A T I O N

■主な活動報告（2021年6月～2021年8月）

6月21日 第46回企業会員向けゼロ次情報提供

■主な活動予定（2021年9月～2021年11月）

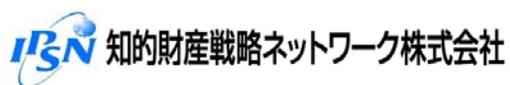
9月下旬 第47回企業会員向けゼロ次情報提供
10月下旬 第24回IPSN講演会(Webにて開催予定)

■寄稿のお願い

IPSNでは、皆様から産官学連携推進、先端技術分野の知財を巡る問題や課題について幅広いご意見、論文をお寄せ頂き、かかる問題を考える場として本ニュースの紙面を活用しています。ご意見、論文がございましたら弊社までお寄せください。

編集後記

オリンピックにパラリンピック、台風、長雨に猛暑、緊急事態宣言と日々目まぐるしく様々なことが起きてますが皆様お元気でお過ごしでしょうか。外出や人との接触を控え気持ちが俯きがちなでしたが、オリンピック・パラリンピックではどのような状況でも選手の方々が目の前の競技に集中されている姿を映像を通して応援する楽しみや力をもらえる日々でした。恐らく幸せホルモンも分泌され免疫力アップしたのではないかと思います。（横山雅与）



本書の内容を無断で複写・転載することを禁じます。
2021年8月発行 The IPSN Quarterly (第46号・夏)
〒100-0005 千代田区丸の内1-7-12サビアタワー10階
電話:03-5288-5401 ファクシミリ:03-3215-1103
URL: <http://www.ipsn.co.jp/>
Email: info@ipsn.co.jp